# 1. (2) 労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮等の新設

### 改正の趣旨

■ 労働者の仕事と育児の両立支援のニーズに対応するためには、「柔軟な働き方を実現するための措置」の制度等の周知とその利用の 意向を確認するとともに、子や各家庭の状況に応じた個別の意向に配慮する必要がある。

# 見直し内容

労働者からの妊娠・出産等の申出

1 出生

3歳になるまでの適切な時期

2

3歳

就学

#### 育児休業制度の個別周知・意向確認

#### [時期]

本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たとき

育児・介護休業法第21条第1項

# [個別周知と意向確認] (令和4年4月1日施行分)

・事業主は、労働者に対して育児休業制度等の周知と育児休業・産後パパ育休の取得意向を確認するために面談等の措置を講じなければならない

## 「柔軟な働き方を実現するための措置」の 個別周知・意向確認

#### 「時期〕

3歳になるまでの適切な時期

(加えて、最初の利用時以降にも定期的な面談等を実施することが望ましい(指針))

#### [個別周知と意向確認]

育児・介護休業法認] 第23条の3第5項

・事業主は、労働者に対して制度等の周知と利用 の意向を確認するために面談等の措置を講じな ければならない 今和7年10月1日施行

#### 定期的な面談

- ・妊娠・出産等の申出時
- ・「柔軟な働き方を実現するための措置」 に係る面談等
- ・育児休業からの復職時
- ・短時間勤務制度や「柔軟な働き方を 実現するための措置」の利用期間中 などの機を捉え、定期的な面談を行う ことが望ましいこととする(指針)

# 個別の意向の聴取と配慮

#### [個別の意向の聴取]

・子や家庭の状況により、両立が困難となる場合もあるため、労働者の離職を防ぐ観点から、意向(勤務時間帯や勤務地、両立支援制度の利用期間の希望等)を確認しなければならない会員。

#### [意向の配慮]

・意向を確認したあとは、自社の状況に応じ、事業 主はその意向に配慮をしなければならない。

例:配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直しなど

# 個別の意向の聴取と配慮

[個別の意向の聴取] (同左)

の希望等)を確認しなければならない育児・介護休業法第21条第2項(意向聴取)及び第3項(配慮)

[意向の配慮]

(同左) 令和7年10月1日施行

#### 個別の意向の聴取の時期

- ①、②の時期のほか、
- ・育児休業後に就業を開始する際
- ・労働者から申出があった際 等に、個別の意向を確認すること が望ましいこととする(指針)

#### さらに望ましい対応として、

- ・子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
- ・ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること 等を示す(指針)

: 現行の措置義務

: 見直し